

社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十一月十日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第五十九号

社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（昭和四十一年佐賀県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「、高齢者世帯又は失業者世帯」を「又は高齢者世帯」に、「援助指導」を「相談支援」に改める。

第五条第一項中「長期生活支援資金及び要保護世帯向け長期生活支援資金」を「不動産担保型生活資金及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金」に改め、同項第一号中「生活福祉資金（別表に定めるものうち更正資金（生業費に限る。）に限る。）の」を削り、「設け」の下に「、必要に応じ」を加え、同項第二号中「貸付金額の限度」を「貸付限度額、貸付金の交付方法」に、「及び償還期限」を「、償還期限及び貸付利率」に改め、同項第四号を削り、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 総合支援資金及び教育支援資金の貸付けの対象となる世帯はイに掲げる世帯とし、福祉資金の貸付けの対象となる世帯はイから八までに掲げる世帯とすること。

イ 貸付けに併せて必要な支援を受けることにより独立自活ができると認められる世帯であつて、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められるもの（以下「低所得世帯」という。）

ロ 次に掲げる者の属する世帯

(1) 身体障害者手帳の交付を受けた者

(2) 療育手帳の交付を受けた者（現に障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下単に「障害福祉サービス」という。）を利用している者等これと同程度の知的障害を有すると認められる者を含む。）

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（現に障害福祉サービスを利用している者等これと同程度の精神障害を有すると認められる者を含む。）

八 六十五歳以上の高齢者の属する世帯（以下「高齢者世帯」という。）

第五条第一項第五号中「十・七五パーセント」を「年十・七五パーセント」に改め、同項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とし、同条第二項中「長期生活支援資金」を「不動産担保型生活資金」に、「前項第五号及び第八号」を「前項第六号及び第七号」に改め、同項第二号中「及び償還方法」を「、据置期間、償還期限及び貸付利率」に改め、同項第三号から第五号までを次のように改める。

三 貸付けの対象となる世帯は、居住の用に供する土地及び建物（以下「居住用不動産」という。）を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

イ 借入申込者が単独で所有している居住用不動産（同居の配偶者とともに連帯して資金の貸付けを受けようとする場合にあつては、当該配偶者と共有している居住用不動産を含む。）に居住していること。

ロ イに係る居住用不動産に賃借権その他の利用権及び抵当権その他の担保権が設定されていないこと。

ハ 借入申込者に配偶者又は借入申込者若しくは配偶者の親以外の同居人がいないこと。

二 借入申込者の属する世帯の構成員の年齢が原則として六十五歳以上であること。

ホ 借入申込者の属する世帯が低所得世帯であること。

四 貸付けに関し社会福祉協議会が有する債権を担保するため、前号イに係る居住用不動産に根抵当権を設定させること。

五 貸付けを受けた者が定められた期限までに償還金を支払わなかったときは、当該期限の翌日から支払の日までの期間の日数に応じ当該延滞元金の額に年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利息を徴収すること。ただし、当該期限までに支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるとき又は当該償還金の支払のために行う居住用不動産の換価に日時を要すると認められるときは、この限りでないこと。

第五条第三項中「要保護世帯向け長期生活支援資金」を「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」に、「第一項第五号及び第八号並びに前項第三号から第五号まで」を「第一項第一号、第六号及び第七号並びに前項第五号」に改め、同項各号を次のように改める。

一 貸付限度額、貸付金の交付方法、据置期間、償還期限及び貸付利率は、別表第三に定めるところによること。

二 貸付けの対象となる世帯は、居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとすること。

イ 借入申込者が単独で概ね五百万円以上の資産価値を有する居住用不動産（借入申込者の配偶者とともに連帯して資金の貸付けを受けようとする場合にあつては、当該配偶者と共有している居住用不動産を含む。）を所有していること。

ロ イに係る居住用不動産に賃借権その他の利用権及び抵当権その他の担保権が設定されていないこと。

ハ 借入申込者及び配偶者が原則として六十五歳以上であること。

ニ 借入申込者の属する世帯について、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付けを受けなければ、生活保護の受給を要することとなると生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十九条第四項に規定する保護の実施機関が認めた世帯であること。

三 貸付けに関し社会福祉協議会が有する債権を担保するため、前号イに係る居住用不動産に根抵当権を設定させること。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第 1 (第 5 条関係)

資金の種類	貸付限度額	貸付金の交付方法	据置期間	償還期限	貸付利率			
総合支援資金	生活支援費 12月以内の期間において次に掲げる額。ただし、12月以内の期間であつても、資金の貸付けを受けた者が自立した生活を営むことが可能となつた場合には、貸付けを行わないものとする。 1 2人以上の世帯 月額200,000円 2 単身世帯 月額150,000円	原則として、1月ごとに交付すること。	最終貸付日から6月以内	据置期間経過後20年以内	1 連帯保証人を立てる場合 無利子 2 連帯保証人を立てない場合 据置期間中は無利子、据置期間経過後は年1.5パーセント			
						住宅入居費	一括、分割又は月決めによること。	貸付けの日(生活支援費と併せて貸している場合は、生活支援費の最終貸付日)から6月以内
						一時生活再建費	一括、分割又は月決めによること。	貸付けの日(分割による場合は最終貸付日)から6月以内
福祉資金	福祉費	5,800,000円	一括、分割又は月決めによること。	据置期間経過後20年以内	1 連帯保証人を立てる場合 無利子 2 連帯保証人を立てない場合 据置期間中は無利子、据置期間経過後は年1.5パーセント			
教育支援資金	教育支援費	1 高等学校 月額35,000円	一括、分割又は月決めによること。	据置期間経過後20年以内	無利子			
		2 高等専門学校 月額60,000円						
		3 短期大学(専修学校専門課程を含む。) 月額60,000円						
		4 大学 月額65,000円						
	就学支度費	500,000円						

備考 災害を受けたことにより、総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合は、当該災害の状況に応じ、据置期間を2年以内とすることができる。

別表第2 (第5条関係)

貸付限度額	貸付金の交付方法	据置期間	償還期限	貸付利率
借入申込者が現に居住している居住用不動産のうち土地の評価額の7割を標準として社会福祉協議会会長(以下「社協会長」という。)が定める額	原則として、1月当たり内の貸付金は30万円以内とし、3月ごとに交付すること。	貸付契約の終了後3月以内	据置期間終了時	年3パーセント又は年4月の長期のいづれか低い方を基準として社協会長が定める率

別表第3 (第5条関係)

貸付限度額	貸付金の交付方法	据置期間	償還期限	貸付利率
借入申込者が現に所有している居住用不動産の評価額の7割(集合住宅の場合は5割)を標準として社協会長が定める額	原則として、1月当たりの貸付金は当該世帯の貸付基本額の範囲内で社協会長及び借入申込者が契約により定めた額とし、1月ごとに交付すること。	貸付契約の終了後3月以内	据置期間終了時	年3パーセント又は年4月の長期のいづれか低い方を基準として社協会長が定める率

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けの決定がなされる貸付金から適用する。